

特許は大丈夫ですか？

財団法人 大阪科学技術センター
ATAC 池田 隆 果

特許が企業の独自技術を守り、企業発展を助けるものであることは言うまでもありません。

特許は大丈夫でしょうか。一つは自社の技術の特許にして企業活動をガードするという意味で、もう一つは他社の特許に抵触していないかという意味で。

まず特許の出願についてですが、考え出したアイデアの実用化の見通しが立った時にできるだけ速やかに出願することが大事です。しかし、特許は出願から審査請求、特許登録後20年間の特許維持などに何百万円もの費用がかかります。その点では企業の将来の死命を制することになるような大事な特許に限って出願されることをお奨めします。

それほど重要な基本の特許ではないが、他社との競争上必要なものは、出願だけして未請求のまま放置しておけばよいでしょう。

よく耳にするのは、「自社技術の特許出願することは、他社に技術の中味を教えて真似されるのを助けるだけだ」という言葉です。特に製造プロセスに関するものは、製品のように形があるものと違って、真似をされてもなかなか判りません。このような技術をどう扱うかについてはそれぞれの考えがあらうと思いますが、筆者は基本で大事なものは特許として出願し、それほど値打ちがないと考えたものはノウハウとして内蔵しておくのが良いと思っています。先で自分たちが考え出していた技術を他社から出願され、その技術についてそれ以後は胸を張って発言できなくなったときの辛

さは想像に難くないからです。いずれにしても専門家に相談することが必要です。

もう一つの他社特許への抵触についてですが、せっかく考え出した技術が他社の特許に抵触し、後で莫大な保証を請求されるのは、経済面だけでなく企業のイメージや信用を損なう点で是非避けなければなりません。

このためには、研究開発のテーマとして選んだ時に、特許調査をすることをお奨めします。特許庁のホームページの電子図書館では平成5年以降出願された電子化された特許は簡単にキーワードで検索できるようになっています。技術項目、ライバル企業名などで検索して他社から出願されていないことを確認しましょう。平成4年以前の出願特許は電子化されておらず、特許(出願・公開・登録)ナンバーが判らないと検索できません。是非知りたいときは特許公報に直接当たってページを繰ってチェックすることが必要ですが、大変な労力を要します。

出願した特許の最終の特許性の判断は特許庁が行いますので、重要な特許は出願後に審査請求されることをお奨めします。

最近の特許流通促進事業や出願特許の事前調査事業も活発で、大学・研究所や他社の特許譲渡を自社の開発に利用するなど、特許戦略に関する選択肢も増えてきました。新製品開発などにどの方法を利用するかをよく調査して最適な方法を選ぶのが得策と考えます。

特許は奥深くいろいろな戦略がありますので、まずはATACにご相談ください。